

## 歯科技工所の必要な構造設備について

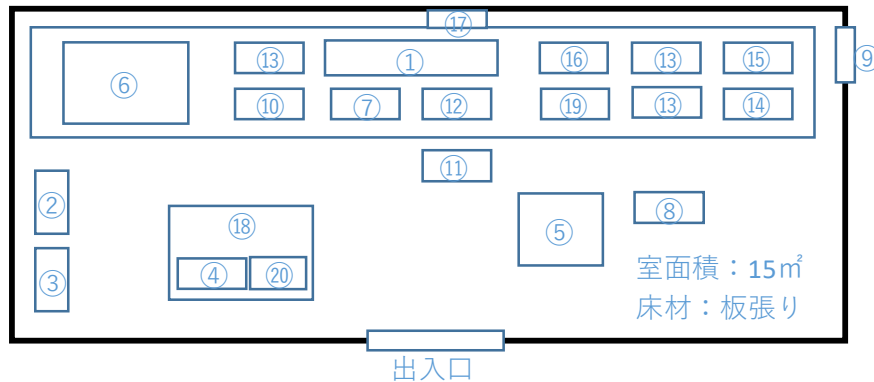
＜歯科技工士法施行規則第13条の2＞

- ア 歯科技工を行うのに**必要な設備及び器具等**を備えていること。
- イ 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- ウ **手洗設備**を有すること。
- エ **常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別**されていること。
- オ 安全上及び防火上支障がないよう機器が配置でき、かつ、**10平方メートル以上の面積**を有すること。
- カ 照明及び換気が適切であること。
- キ 床は、**板張り、コンクリート又はこれらに準ずるもの**であること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- ク 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
- ケ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
- コ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
- サ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
- シ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

＜医政発1002第1号通知＞

「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおりであること。  
 防音装置、防火装置、消火器、照明設備、空調設備、給排水設備、石膏トラップ、空気清浄機、換気扇、技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ)、電気掃除機、分別ダストボックス、防塵用マスク、模型整理棚、書籍棚、救急箱、吸塵装置(室外排気が望ましい)、歯科技工用作業台、材料保管棚(保管庫)、薬品保管庫

## 建物平面図（記載例）



- ①防音装置 ②防火装置 ③消火器 ④照明設備
- ⑤空調設備 ⑥給排水設備 ⑦石膏トラップ ⑧空気清浄機
- ⑨換気扇 ⑩技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ) ⑪電気掃除機
- ⑫分別ダストボックス ⑬防塵用マスク ⑭模型整理棚
- ⑮書籍棚 ⑯救急箱 ⑰吸塵装置(室外排気が望ましい)
- ⑱歯科技工用作業台 ⑲材料保管棚(保管庫) ⑳薬品保管庫